関係各位

大 阪 税 関

「取締強化期間」における協力依頼について

平素より税関行政に対しまして、御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。 さて、大阪税関においては、テロ関連物資、覚醒剤・麻薬等の不正薬物、銃器 及び金の密輸阻止を目的として、本年10月12日(月)から10月31日(土)ま での間を「取締強化期間」と位置付け、この間、水際取締りを更に強化すること としました。

皆様におかれましては、税関の審査・検査等の強化に御協力いただくとともに、不審な貨物を発見された場合、また、不審な情報を入手された場合は、最寄りの税関官署、または、税関密輸ダイヤルへ通報いただきますよう御願い申し上げます。

なお、不審な貨物を発見された場合には、安全確保に十分配慮いただきますよ う御願いいたします。

通報は最寄りの税関へ

<u>大阪税関監視部 06-6576-3123</u>

または、税関密輸ダイヤル(24時間受付)へ御願いいたします。

ジロイクロイ税関密輸ダイヤル0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1(携帯からでも無料)



取締強化実施中!

令和2年10月12日(月)~10月31日(土)

麻薬·拳銃·テロ関連物資· の密輸阻止のため、

税関検査や情報提供などにご協力下さい。





密輸に関する情報などあれば、下記までお電話ください。

密輸ダイヤル(24時間受付)

0120-461-961

(携帯からでも無料)